

創業サポート事業（オフィス）

募 集 要 項

《補助制度概要》

区分	情報通信関連産業	その他の産業
対象業種	情報サービス業など	情報通信関連産業以外の業種 ※一部業種は除く
対象者	新たに創業又は創業から3年未満の個人、グループ又は中小ベンチャー企業 ・新たに創業する場合は、採択された当該年度中に操業をする者に限る ・補助期間終了後も新潟市内に事業所において活動すること	
対象経費	事業所の賃料	
補助額・ 限度額	1年目:1/2（限度額 5 万円/月） 2年目以降:1/3（限度額 3 万円/月）	1/3(限度額3万円/月) ※UIJ ターンによる創業、特定創業支援者は 1/2(限度額 5 万円/月)
交付期間	3年以内	1年以内

募集期間： 令和5年7月10日（月）～8月25日（金）

令和 5 年 7 月
新 潟 市

本募集要項は、「新潟市補助金等交付規則」及び「新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱」に基づき、補助対象者の募集及び交付の決定に関する事項を定めるものです。

1. 目 的

新潟市における新事業の創出及び新規創業を促進し、産業の活性化を図る。

2. 補助対象者

下記(1)～(6)の事項の全てに該当する者。

- (1) **新たに創業又は創業から3年未満**の個人、グループ又は中小ベンチャー企業^{注1}。
- (2) **情報通信関連産業^{注2}又はその他の産業^{注3}**の事業活動を行う者。
- (3) 新たに創業する場合は、採択された当該年度中に創業をする者。
- (4) 補助期間終了後も新潟市内に事業所^{注4}を置いて活動する者。
- (5) 市税を滞納していない者。
- (6) 過去に本制度を活用していない者。

注1：中小ベンチャー企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

（参考）中小企業基本法第2条第1項目

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下に掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

注2：情報通信関連産業とは、情報サービス業等表1で定める対象業種をいう。

注3：その他の産業とは、情報通信関連産業以外で表2で定める対象業種をいう。ただし、一部業種は除く。

注4：事業所とは、情報通信関連産業又はその他の産業の業の用に供する土地、建物、事務所及びレンタルオフィスなどをいう。

3. 補助対象経費

情報通信関連産業又はその他の産業の業の用に供する事務所の賃借料（賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金・礼金、駐車場費等は除く。以下同じ。）に要する経費を補助対象経費とします。

※賃借料に他の団体等からの補助金等が充当されている場合の補助対象経費は、当該補助金等を差し引いた額とします。

4. 対象となる事業所

補助対象となる事業所は、下記(1)～(6)の事項の全てに該当するもの。

- (1)新潟市内に所在すること。
- (2)民間が所有する事業所であり、原則として情報通信関連産業又はその他の産業の事業活動を行う拠点となること。
- (3)補助対象者自ら賃貸借の契約をすること。
- (4)貸主が補助対象者の3親等以内の親族でないこと。

5. 補助対象業種

- (1)情報通信関連産業とは、次の表に定める業種のことをいう。

表1 情報通信関連産業

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、次の各号に掲げるもの及びデータセンター

- (1)情報サービス業
- (2)インターネット付随サービス業
- (3)映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業のうち映画・ビデオ制作業及びアニメーション制作業若しくは広告制作作業において、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）
- (4)専門サービス業（他に分類されないもの）（デザイン業のうち、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）
- (5)広告業（インターネット広告業に限る。）
- (6)その他の事業サービス業（他に分類されない事業サービス業のうち、コールセンター業において、専ら受信業務を行う事業に限る。）

(2) その他の産業とは、次の表に定める業種のことをいう。

表 2 その他の産業

情報通信関連産業以外の業種。

ただし、次の各号に掲げるものは対象になりません。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、次の各号に掲げるもの
 - ア 農業、林業、漁業
 - イ 各種小売業
 - ウ 金融業、保険業（保険媒介代理業及び損害査定業は除く。）
 - エ 物品賃貸業
 - オ 専門サービス業のうち、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、興信所、通訳案内業及び不動産鑑定業
 - カ 技術サービス業のうち、獣医業及び写真業
 - キ 宿泊業、飲食サービス業
 - ク 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業及び家事サービス業は除く。）
 - ケ 教育、学習支援業
 - コ 医療、福祉
 - サ 複合サービス事業
 - シ 自動車整備業
 - ス 機械等修理業
 - セ 政治・経済・文化団体
 - ソ 宗教
 - タ その他のサービス業
 - チ 公務・外国公務
- (2) 不特定多数の一般消費者に対し、その場で小売り、飲食、その他サービス等の提供を行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるもの

- ※ 補助対象者及び補助の対象となる事業所、補助対象業種が下記のいずれかに該当する場合は、本事業に申請することができません。
- ・ 新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号）により補助金交付しないものとして定められている暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - ・ 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む場合。
 - ・ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う場合。
 - ・ その他、市長が不適当と認める場合。

4. 補助率等

(1) 情報通信関連産業

補助対象経費	事業所の賃借料
補助金交付期間	3 年以内
補助率	2 分の 1 ※ただし、2 年目以降は 3 分の 1
限度額	5 万円／月 ※ただし、2 年目以降は 3 万円／月

※創業済みの場合は、補助金交付申請時に創業から 3 年未満のものが対象です。初年度に 3 年未満であれば、補助金交付期間の 2、3 年目において、創業 3、4 年目となるものも引き続き対象となります。

(2) その他の産業

補助対象経費	事業所の賃借料
補助金交付期間	1 年以内
補助率	3 分の 1 ※ただし、以下のいずれかに該当する者は、2 分の 1 ・ U I J ターン者 ^{注 5} ・ 特定創業支援者 ^{注 6}
限度額	3 万円／月 ※ただし、U I J ターン者又は特定創業支援者の場合は、5 万円／月

注5：U I J ターン者

新潟県外から本市内に居住地を移す者

- ・ 申請日において居住地が新潟県外の方は、補助事業の実施期間内に本市に居住地を移転する方が対象となります。
- ・ 本市内に居住地を移転済みの方については、本市に居住地を移転してから1年を経過していない方が対象となります。

注6：特定創業支援者

特定創業支援事業（新潟市創業支援計画に記載された事業で、経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援）を受けた者が市へ申請することによって取得できる証明書の交付を受けた者。

特定創業支援事業は、(公財)新潟市産業振興財団（新潟 I P C 財団ビジネス支援センター）など、新潟市創業支援計画において認定した機関で実施しています。

※ 詳細は、下記の「特定創業支援事業に関するお問い合わせ先」へご連絡ください。

「特定創業支援事業に関するお問い合わせ先」

新潟市経済部産業政策課

電 話：025-226-1610（直通） F A X：025-224-4347

E-Mail：sangyo@city.niigata.lg.jp

新潟 I P C 財団ビジネス支援センター

電 話：025-226-0550（代表） F A X：025-226-0555

新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 12 階

注意事項

- ・ 申請及び事業着手にあたり、法令等に定める諸手続きは、申請者自ら確実に完了させる必要があります。
- ・ 補助期間の途中で事業を中止もしくは廃止した場合、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。
- ・ 採択年度に交付決定を受けた事業について、次年度以降の交付を確約するものではありません。

5. 応募方法

(1) 応募締切

令和5年8月25日（金）必着

- ・締切までに申請のあった事業について、学識経験者等による選考会を開催し採択事業者を決定します
- ・選考会開催にあたり、あらかじめ提出書類の不備等の確認を行いますので、余裕を持った申請をお願いします。

(2) 申請書類の作成

下記申請書類に必要事項を記載し、必要な添付書類を揃えてください。

申請書類
①選考会エントリー申請書 ②事業計画書 ③事業所の賃貸借契約書の写し ④事業所付近の見取り図、建物平面図 ⑤暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 ⑥【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・事業開始から申請時までの事業報告書（創業済みの場合） 【個人の場合】 ・住民票 ・開業届の写し ・事業開始から申請時までの事業報告書（創業済みの場合） ⑦【特定創業支援者の場合】 ・特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書 ⑧プレゼンテーション資料（申請後選考会までに提出、選考会時に使用）

※事業計画書の記載にあたっては、別紙「事業計画書記載例」及び「事業計画書記入の手引き」をご確認の上、作成してください。

※採択決定後、採択された方は、上記に加え「補助金交付申請書」及び「市税納税証明書」を提出してください。

※各種申請様式は、下記新潟市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shokoshien/sogyoshien/sougyousapotoofisu/seidonitsuite.html>

トップページ＞産業・経済・ビジネス＞商工業支援＞商工業支援事業＞

創業支援＞創業サポート事業（オフィス）【ちんりょう、楽ちん】



(3) 提出先及び提出方法

提出先：経済部成長産業・イノベーション推進課

提出方法：持参又は郵送

ただし、提出書類のうち「②事業計画書」については、電子メールにてデータファイルも合わせて提出すること。

提出部数：1部

6. 審査等

(1) 第1次審査

申請要件及び申請書類の確認。必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 第2次審査

外部の有識者等で構成する選考会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

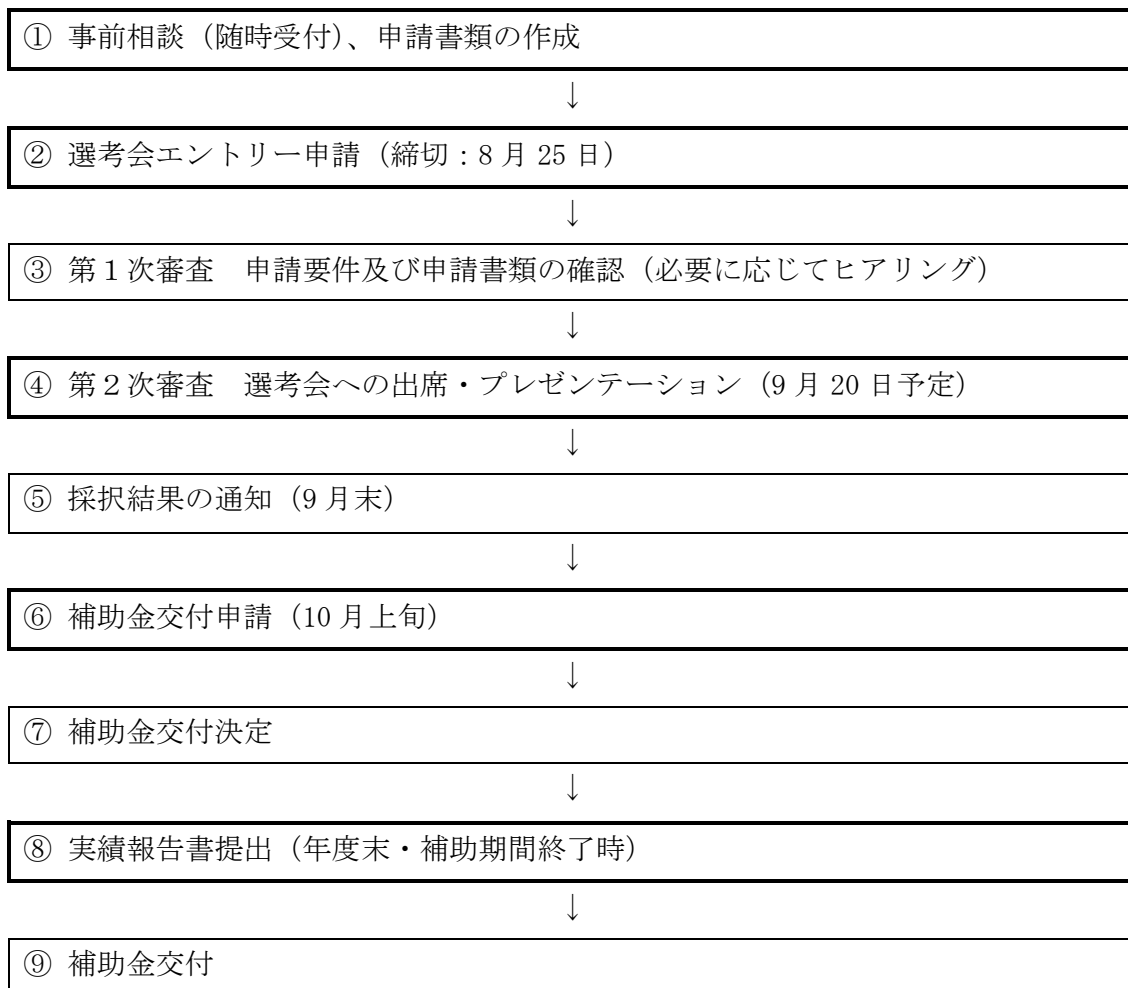
- ・日程：令和5年9月20日（水）予定
- ・会場：新潟市中央区内
- ・詳細は、申請者に別途連絡します。

(3) 審査基準

以下の評価項目を総合的に勘案し、審査の上、採択を決定します。

① 新規性・独自性 (市場性)	・他者との差別化ができているか。 ・事業が成立するための市場性が見込めるか。
② 波及効果	・事業の社会への貢献度があるか。 ※社会への貢献度とは、他産業への波及効果や暮らしに効果的であるか等を含めた総合的な貢献度のこと。
③ 経営戦略・戦術	・経営戦略・戦術や事業内容に具体性があり、将来性があるか。
④ 実現可能性 (経営力・収益性)	・取り組む事業に係る経験・ノウハウ、営業（販売）力、マーケティング力、人的資源（人材）力等があるか。 ・事業が成立するための収益性が見込めるか。

7. 申請の流れ



8. 書類提出先・お問い合わせ先

新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

E-Mail：growing@city.niigata.lg.jp

電 話：025-226-1694（直通）

F A X：025-228-2277

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5階）